

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱

制定 平成 18 年 6 月 23 日

最近改正 平成 28 年 4 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を公正かつ適正に実施するため、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設の指定管理者の選定に関する要綱第 4 条第 3 項に基づき設置する横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、指定管理者の選定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 選定基準に関すること
- (2) 公募要項に関すること
- (3) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定に関すること

(組織)

第 3 条 委員会は、学識経験者等の中から病院事業管理者が委嘱した者 6 人をもって組織する。ただし、委員の辞職などにより選定に支障が生じたときは、病院事業管理者は新たな委員を委嘱することができるものとする。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、病院事業管理者から委嘱された日から指定管理者が指定された日までとする。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(選定結果の公表等)

第7条 会議は公開とする。ただし、委員会が認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 委員会における選定の経過及び結果並びに会議の議事録は、速やかに公表するものとする。ただし、委員会は、必要に応じて、時期及び事項等を決定して公表することができる。

3 委員会は、選定の過程にかかる公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を作成するものとする。

(禁止事項)

第8条 委員は、直接間接に利害関係がある案件については、会議の議事に参加してはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、指定管理者の指定を受けようとするものの申請に関与してはならない。また、委員が申請に関与したことが判明した場合は、委員会は委員が関与したものの申請を選考対象外とする。

3 委員その他会議に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りでない。

(事務局の設置)

第9条 委員会の事務局は、医療局病院経営本部病院経営課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。